

平成 30 年 11 月 27 日

消 防 庁

地方公共団体における業務継続性確保のための 非常用電源に関する調査結果

消防庁では、地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源（災害対策本部が設置される庁舎の非常用電源）に関して、調査を実施し、この度、平成 30 年 6 月 1 日現在の状況を別添 1 のとおり取りまとめましたので公表します。

本調査結果を受け、本日、消防庁では、非常用電源が未設置もしくは災害への対策がとられていない団体等について、必要な取組を進めるよう別添 2 のとおり通知を发出いたします。

今後も災害時における対応に万全を期するよう地方公共団体に対し働きかけを行ってまいります。

- 1 調査対象
都道府県 47 団体、市町村 1,741 団体

- 2 調査基準日
平成 30 年 6 月 1 日

- 3 調査内容
(1) 非常用電源の設置状況
(2) 非常用電源の使用可能時間
(3) 非常用電源の浸水・地震対策



- 4 調査結果の概要（別添 1 参照）

| 区 分 | | 都道府県 | 市町村 |
|----------------|-----------------|--------------------------|--|
| 設置済団体数 | | 47/47 【前年と同じ】 | 1,597/1,741 (91.7%) 【前年比+18 団体・+1.0%】 |
| 設置済団体 の稼働時間 | 72 時間以上 の団体数 | 41/47 (87.2%) 【前年と同じ】 | 627/1,597 (39.3%) 【前年比+29 団体・+1.4%】 |
| 浸水対策済み団体数※ | | 16/16 【前年と同じ】 | 446/707 (63.1%) 【前年比+44 団体・+2.7%】 |
| 地震対策済み団体数 | | 47/47 【前年と同じ】 | 1,292/1,741 (74.2%) 【前年比+56 団体・+3.2%】 |

※ 浸水対策については、発災の際に浸水の恐れのある団体が対象

5 消防庁の対応

本調査結果を受けて、本日、消防庁では、地方公共団体に対し、早急に以下の取組等を進め、平成32年度までに完了させるよう、別添の通知を发出

- 非常用電源の整備を図ること
- 非常用電源については、72時間は稼働できるよう燃料等を備蓄しておくこと
- 非常用電源については、浸水や地震に備えた対策を講じること



(連絡先)

消防庁国民保護・防災部防災課

陰山震災対策専門官、木村係長、片山事務官

電話：03-5253-7525

FAX：03-5253-7535

1 非常用電源について

○「防災基本計画」(抜粋)(平成30年6月中央防災会議)

第2編 第1章 第6節 2(7) 公的機関等の業務継続性の確保

地方公共団体は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、…電気・水・食料等の確保…について定めておくものとする。

○「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」(抜粋)

(平成28年2月内閣府(防災担当))

1章 はじめに [業務継続計画に特に重要な6要素]

(3) 電気、水、食料等の確保

停電等に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。

非常用電源とその燃料
を確保することが重要

2 非常用電源の稼働時間の確保

○「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」(抜粋)

(平成28年2月内閣府(防災担当))

・非常用発電機の購入、燃料の備蓄等による非常用の電力の確保

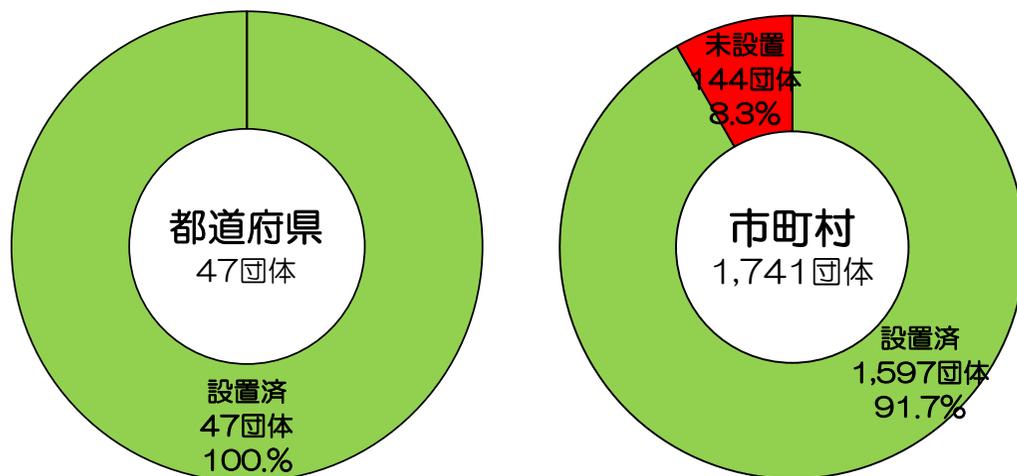
※人命救助の観点から重要な「72時間」は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。

※停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましい。その際、軽油、重油等の燃料の備蓄等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討する。

72時間は、外部からの
供給なしで非常用電源
を稼働可能とすること
が重要

3 非常用電源の設置状況

非常用電源の設置状況



○災害対策本部が設置される庁舎において、非常用電源が設置されている団体は、

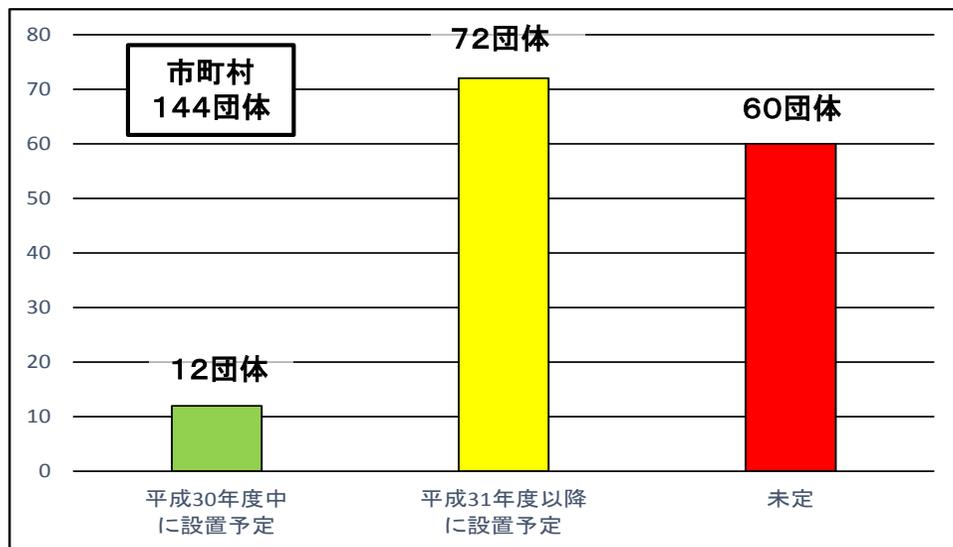
都道府県では、

全ての団体で設置済（前年と同じ）

市町村では、

1,597団体（91.7%）が設置
（前年比+18団体、+1.0%）

非常用電源未設置市町村の今後の予定



○非常用電源が未設置の市町村

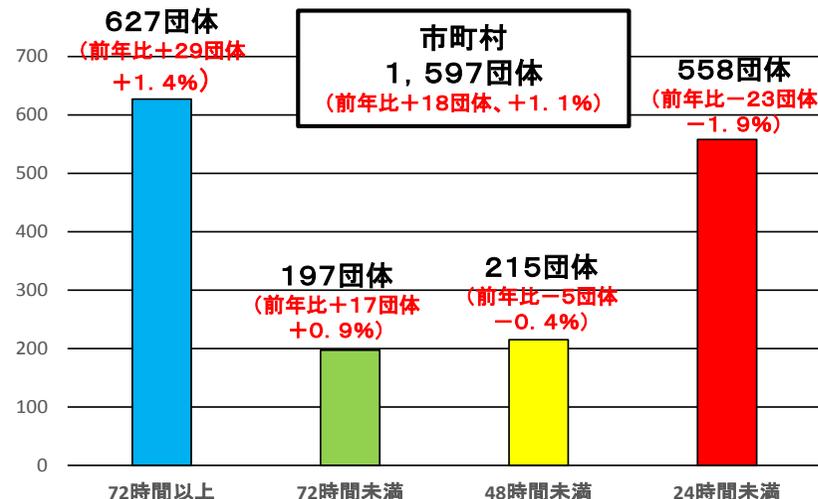
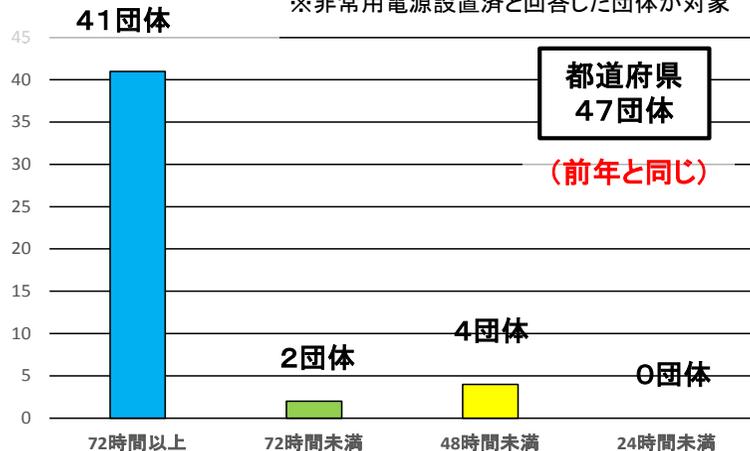
144団体（前年比-18団体、-1.0%）のうち、

- 平成30年度中に設置予定 → 12団体
- 平成31年度以降に設置予定 → 72団体
- 未定 → **60団体**（前年比-11団体）

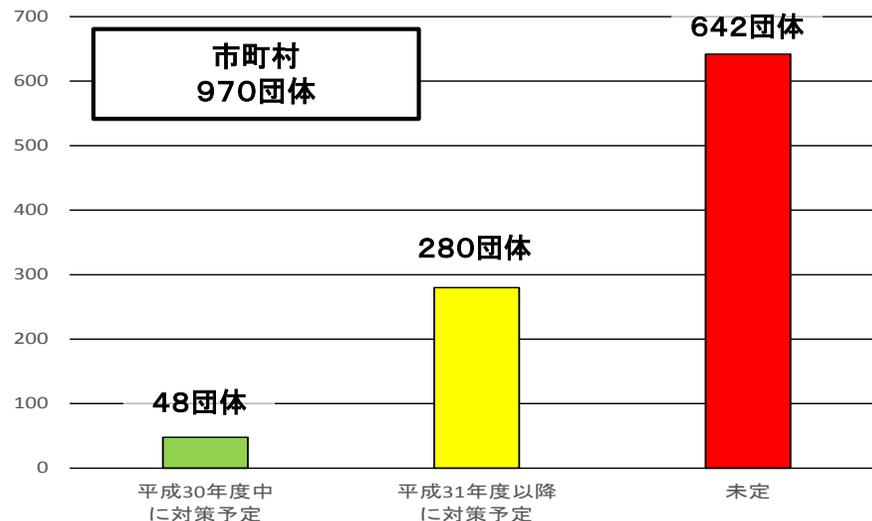
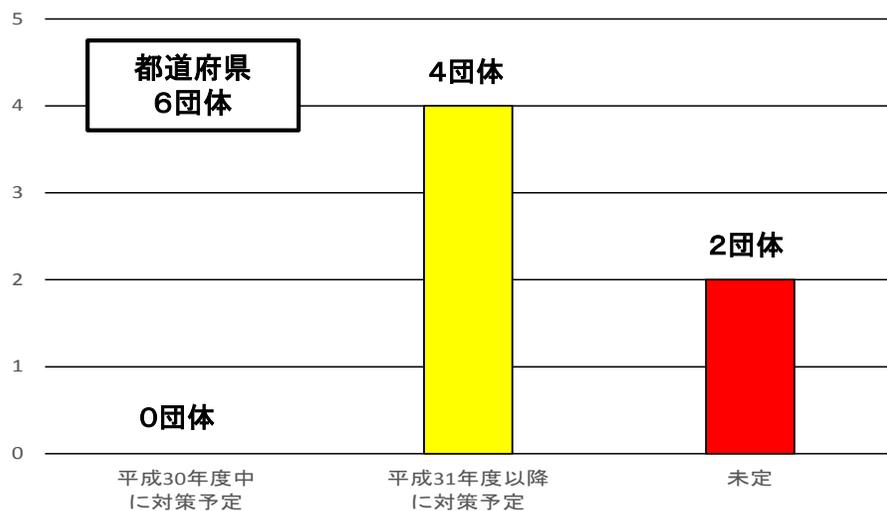
4 非常用電源の稼働時間状況

非常用電源の稼働時間

※非常用電源設置済と回答した団体が対象



72時間以上の稼働時間を確保していない団体の今後の予定

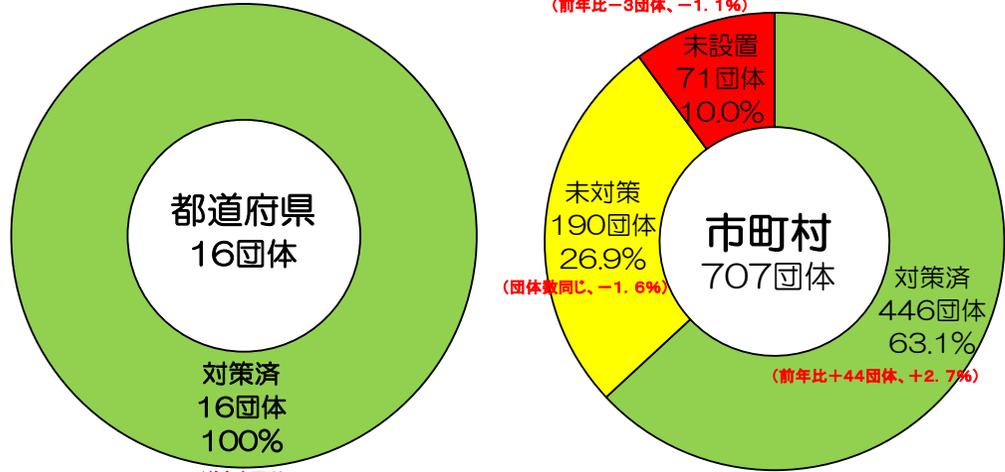


5 非常用電源の災害への対策状況 ～浸水対策・地震対策～

浸水に対する対策

※発災の際、浸水の恐れのある団体が対象

(前年比-3団体、-1.1%)

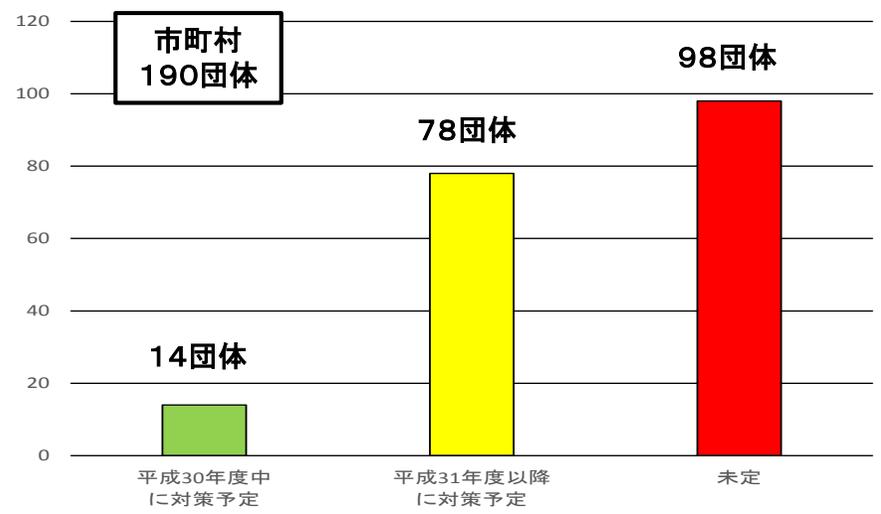


(前年と同じ)

(団体数同じ、-1.6%)

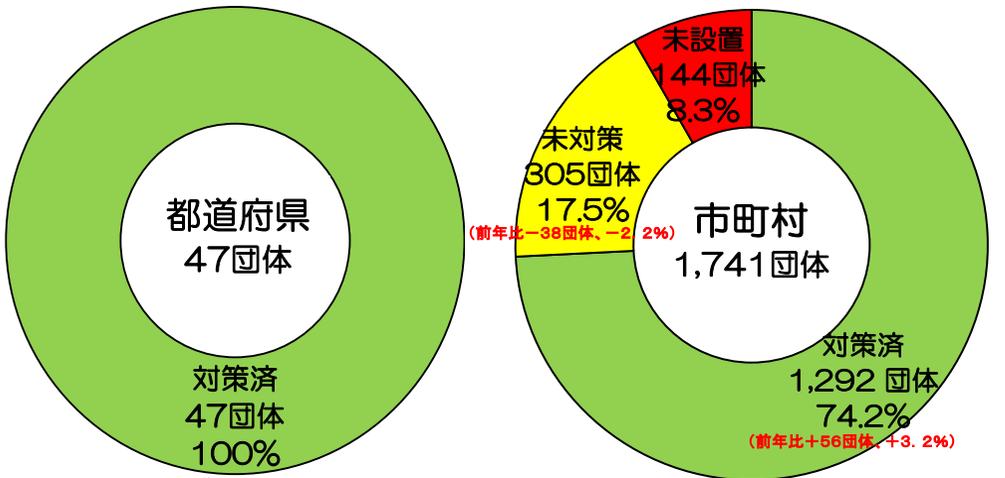
(前年比+44団体、+2.7%)

浸水対策をしていない団体の今後の予定



地震に対する対策

(前年比-18団体、-1.0%)

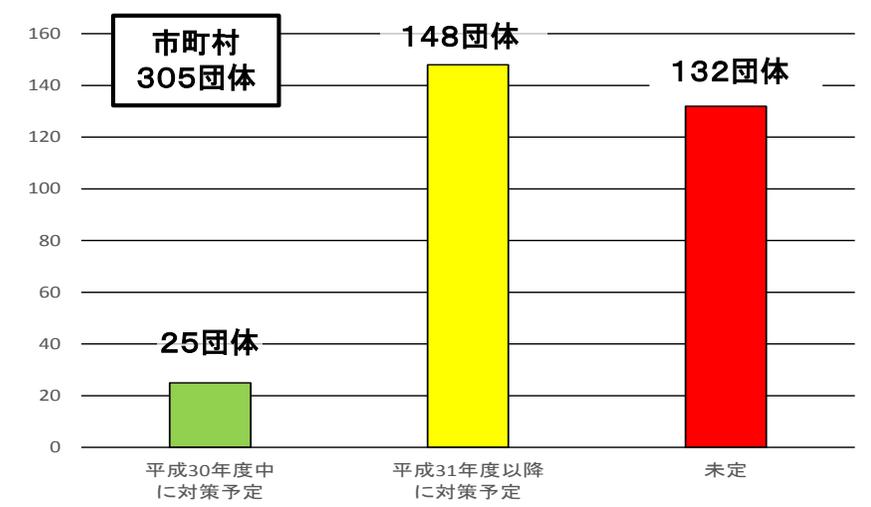


(前年と同じ)

(前年比-38団体、-2.2%)

(前年比+56団体、+3.2%)

地震対策をしていない団体の今後の予定



6 非常用電源の災害への対策例

非常用電源等の災害対策について

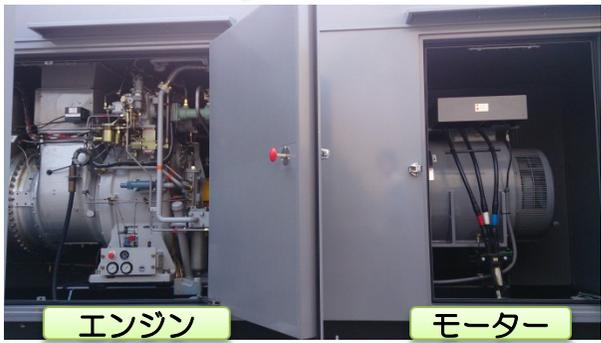
被災地の地方公共団体は、庁舎も被災している可能性があり、適切な措置を施していなければ、非常用電源が稼働できない事態も想定される。



災害による停電時において、確実に非常用電源を稼働させるためには、**浸水や、地震に備えた非常用電源の確保が重要。**

浸水に対する対策例

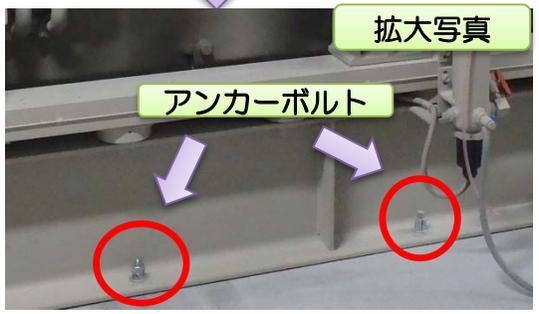
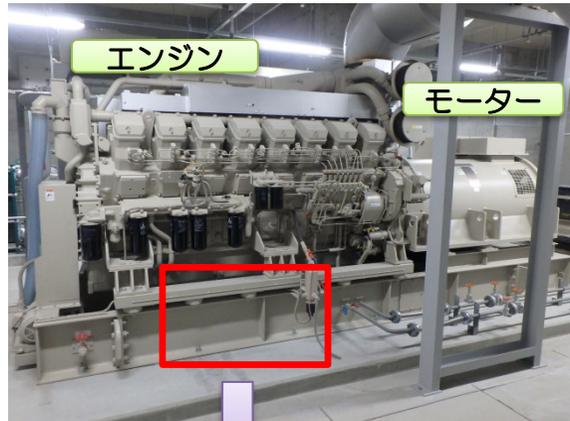
屋上に非常用電源を設置



提供：和歌山県

地震に対する対策例

耐震化されている建物内にアンカーボルトで固定



提供：北海道

消 防 災 第 181 号
平成 30 年 11 月 27 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長
(公 印 省 略)

地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備について

地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の調査結果について、別添 1 のとおりとりまとめ、本日、報道発表を行いました。

今回の調査結果では、前回調査した平成 29 年 6 月時点から改善していますが、未だに非常用電源が整備されていない市町村があるほか、整備されている市町村であっても、発災の際に浸水のおそれがあるにもかかわらず、浸水対策がなされていない団体や、地震対策がなされていない団体など、災害によって庁舎が停電した際に、非常用電源が適切に稼働しないおそれのある団体がみられました。

本年 9 月の北海道胆振東部地震でも大規模な停電が発生し、地震発生から 24 時間以上が経過した時点でも 160 万戸以上で停電が続くなど、非常用電源確保の重要性が改めて認識されたところですが、稼働時間が 24 時間に満たない団体があり、停電の長期化への対応にも課題が残されている状況にあります。

政府においては、近年の広範囲な集中豪雨などの気象の大きな変化に対応して、防災・減災・国土強靱化のための緊急対策を 3 年集中で講じることとしており、この緊急対策の中に、地方公共団体の非常用電源の整備やその稼働時間の確保も盛り込まれる予定です。従いまして、消防庁としては、近日中に今後の整備等の予定や燃料販売事業者等との間の優先供給に関する協定の締結状況等についての調査を行うこととしており、その調査を通じて、各地方公共団体の取組を強く促していくこととしております。

については、下記事項にご留意いただき、貴管内市町村に対して、早期に非常用電源の整備等が進むよう、必要な助言等を行っていただくようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

(1) 非常用電源等の整備について

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時等に備え、あらかじめ非常用電源の整備を早急に図ること。なお、非常用電源の整備は、緊急防災・減災事業債の対象事業であることから、その活用を検討すること。

(2) 非常用電源の稼働時間について

「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成 28 年 2 月内閣府（防災担当））において、「72 時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。」とされていることから、発災直後からの応急対策の重要性に鑑み、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識の下、72 時間は外部からの供給なしに非常用電源を稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくこと。

また、停電の長期化に備え、1 週間程度は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましく、その際、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討すること。

(3) 非常用電源の浸水・地震対策について

災害発生の際は、地方公共団体の庁舎も被災するおそれがあるため、適切な措置を施していなければ、非常用電源の設備に支障をきたし稼働できない事態も想定されることから、災害による停電時にあっても確実に非常用電源を稼働させるため、浸水想定深より上部への設置や転倒防止の措置など、非常用電源に対する浸水や揺れに備えた対策を図ること。

なお、既存の非常用電源に対する浸水・地震対策（上層階への移設、防護板の設置等）や機能強化（非常用電源の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に要する経費についても、緊急防災・減災事業債の対象であることから、その活用を検討すること。

| | |
|-----|----------------|
| 担当 | 消防庁国民保護・防災部防災課 |
| | 震災対策専門官 陰山 暁介 |
| | 震災対策係長 木村 義寛 |
| | 事務官 片山 宗士 |
| 電話 | : 03-5253-7525 |
| FAX | : 03-5253-7535 |